

新旧比較表

新	旧
<p>p1 第1編 総則</p> <p>本市は、ごみの適正処理のみならず、温室効果ガスの排出量削減や災害時のエネルギー供給拠点としても機能する施設として本事業を計画する。そのため、災害支援拠点となりうるような提案がなされることを期待する。</p> <p>本要求水準書は、本事業の基本的な要求事項について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任においてすべて完備または遂行すること。</p>	<p>p1 第1編 総則</p> <p>本市は、ごみの適正処理のみならず、温室効果ガスの排出量削減や災害時のエネルギー供給拠点としても機能する施設として本事業を計画する。そのため、災害支援拠点となりうるような提案を行うこと。</p> <p>本要求水準書は、本事業の基本的な要求事項について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任においてすべて完備または遂行することとする。</p>
<p>p8 第2編 設計・建設に関する事項</p>	<p>p8 第2編 建設に関する事項</p>
<p>P2 5 事業用地概要 事業用地 約16,000m<sup>2</sup> (添付資料1参照)</p>	<p>P2 5 事業用地概要 事業用地 約14,000m<sup>2</sup> (添付資料1参照)</p>
<p>P24 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (1/4) 1 ごみ処理能力 (2)「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、本市が指示する方法による。 (3)処理能力試験方法</p>	<p>P24 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (1/4) 1 ごみ処理能力 (1)「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法に準じたもので、本市が指示する方法による。 (2)処理能力試験方法</p>
<p>P25 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (2/4) 4 焼却主灰 熱しやく減量</p>	<p>P25 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (2/4) 4 焼却主灰 熱しやく減量</p>

新	旧
<p>P25 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (2/4) 5 飛灰処理物・焼却主灰 アルキル水銀 総水銀 カドミウム 鉛 六価クロム ひ素 セレン <u>1,4-ジオキサ</u> <u>キサン</u></p>	<p>P25 表2.1-12 本施設の性能保証事項 (2/4) 5 飛灰処理物・焼却主灰 アルキル水銀 総水銀 カドミウム 鉛 六価クロム ひ素 セレン</p>
<p>P27 1. かし担保 (1) 設計のかし担保 1) 設計のかし担保期間は引渡後10年とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能、本市要求水準及び提案時の性能未達に対して、すべて事業者の責任において改善すること。なお、設計図書とは、実施設計図書、施工承諾申請<u>図</u>書、完成図書とする。</p>	<p>P27 1. かし担保 (1) 設計のかし担保 1) 設計のかし担保期間は引渡後10年とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能、本市要求水準及び提案時の性能未達に対して、すべて事業者の責任において改善すること。なお、設計図書とは、実施設計<u>図</u>書、施工承諾申請書、完成図書とする。</p>
<p>p29 第9節 提出図書 1. 基本設計図書 参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募書類（以下「<u>基本設計図書</u>」という。）を提出すること。<u>基本設計図書</u>を提出した参加資格者を「参加者」という。 <u>基本設計図書</u>の詳細は、別途提示する入札説明書によるものとするが、<u>基本設計図書</u>の構成は次のとおりとする。<u>基本設計図書</u>は、様式集に沿って作成するものとし、「入札書」は封筒に封緘すること。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、<u>基本設計図書</u>には参加者を構成する企業等を直接的に特定できる記述を行わないこと。 また、参加者は、本市の指定する期日までに<u>基本設計図書</u>を提出すること。なお、<u>基本設計図書</u>等の作成に要する経費は参加者の負担とする。 (1) 入札書 (2) 技術提案書 (3) 非価格要素提案書 (4) 事業計画書 (5) 提案図書には以下の内容も含むものとする (6) <u>基本設計図書</u>の提出期限</p>	<p>p29 第9節 提出図書 1. 基本設計図書 (<u>入札書類</u>) 参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募書類として<u>基本設計図書</u>（以下「<u>入札書類</u>」という。）を提出すること。<u>入札書類</u>を提出した参加資格者を「参加者」という。 <u>入札書類</u>の詳細は、別途提示する入札説明書によるものとするが、<u>入札書類</u>の構成は次のとおりとする。<u>入札書類</u>は、様式集に沿って作成するものとし、「入札書」は封筒に封緘すること。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、<u>入札書類</u>には参加者を構成する企業等を直接的に特定できる記述を行わないこと。 また、参加者は、本市の指定する期日までに<u>入札書類</u>を提出すること。なお、<u>入札書類</u>等の作成に要する経費は参加者の負担とする。 (1) 入札書 (2) 技術提案書 (3) 非価格要素提案書 (4) 事業計画書 (5) <u>業務分担届出書</u> (6) <u>委任状（郵送で提出する場合は不要）</u> (7) 提案図書には以下の内容も含むものとする (8) <u>入札書類</u>の提出期限</p>

新	旧
<p>p51</p> <p>6. 低圧配電設備</p> <p>2) 短絡、<u>地</u>絡事故発生の際、<u>故障</u>回路を系統から遮断し、<u>故障</u>点の被害拡大を防止、かつ遮断点が容易に判別できるよう計画すること。</p>	<p>p51</p> <p>6. 低圧配電設備</p> <p>2) 短絡、<u>地</u>絡事故発生の際、<u>故障</u>回路を系統から遮断し、<u>故障</u>点の被害拡大を防止、かつ遮断点が容易に判別できるよう計画すること。</p>
<p>p51</p> <p>9. 非常用電力設備</p> <p>(2) 交流無停電電源装置</p> <p>本設備は、<u>コンピュータ</u>、計装機器等の交流無停電電源として設置し、必要な負荷に10分以上の給電が可能な容量とすること。</p>	<p>p51</p> <p>9. 非常用電力設備</p> <p>(2) 交流無停電電源装置</p> <p>本設備は、<u>電子計算機</u>、計装機器等の交流無停電電源として設置し、必要な負荷に10分以上の給電が可能な容量とすること。</p>
<p>p55</p> <p>(5) 特記事項</p> <p>ITV装置には、常時録画機能を持たせ、任意条件の画像検索ができるようにすること。なお、映像規格は720p以上とし、過去一ヶ月分以上の保存期間を持たせたストレージ容量を有すること。また、録画データは外部記憶装置に取り出せるものとし、ITV装置以外の<u>コンピュータ</u>等で容易に再生が可能であること。</p>	<p>p55</p> <p>(5) 特記事項</p> <p>ITV装置には、常時録画機能を持たせ、任意条件の画像検索ができるようにすること。なお、映像規格は720p以上とし、過去一ヶ月分以上の保存期間を持たせたストレージ容量を有すること。また、録画データは外部記憶装置に取り出せるものとし、ITV装置以外の<u>電子計算機</u>等で容易に再生が可能であること。</p>
<p>p62</p> <p>3. 屋内計画</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>重要な機器及び緊急性を要する機器が設置している諸室、場所等へは、中央制御室から容易に行けるよう計画すること。工場棟の作業を考慮し、効率のよい作業性が確保できるようにするため、<u>次</u>の点に留意すること。</p> <p>3) 居室の避難動線は明確にし、<u>二</u>方向避難とすること。</p>	<p>p62</p> <p>3. 屋内計画</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>重要な機器及び緊急性を要する機器が設置している諸室、場所等へは、中央制御室から容易に行けるよう計画すること。工場棟の作業を考慮し、効率のよい作業性が確保できるようにするため、<u>次</u>の点に留意すること。</p> <p>3) 居室の避難動線は明確にし、<u>二</u>方向避難とすること。</p>
<p>p62</p> <p>(3) 見学者ルート及び見学者通路</p> <p>3) 見学者通路は、<u>有効</u>幅員 2.5m以上とし、見学の要所には小学生 1 クラス程度が説明を受けられるスペースのホールを計画し、動線上の適切な位置に展望スペースを設けること。</p>	<p>p62</p> <p>(3) 見学者ルート及び見学者通路</p> <p>3) 見学者通路は、<u>有効</u>幅員 2.5m以上とし、見学の要所には小学生 1 クラス程度が説明を受けられるスペースのホールを計画し、動線上の適切な位置に展望スペースを設けること。</p>

新	旧
<p>p65 6) 建具・金物類 ⑩アルミサッシは、<u>原則</u>としてカラーサッシとすること。</p>	<p>p65 6) 建具・金物類 ⑩アルミサッシは、<u>原則</u>としてカラーサッシとすること。</p>
<p>P73 (12) 運転管理部門 ②事務室、休憩室、更衣室、書庫、倉庫、給湯室、浴室等の必要な諸室を設置すること。また、諸室には、必要に応じ空調設備、換気設備及び照明コンセント等の電気設備を完備するとともに事務室には、<u>コンピュータ</u>のネットワーク設備、インターネット接続設備、電話等の通信設備やキッチン、書棚、机、椅子等の必要な備品を完備すること。なお、必要となる諸室の室名、人数、面積等のリストを提出すること。</p>	<p>P73 (12) 運転管理部門 ②事務室、休憩室、更衣室、書庫、倉庫、給湯室、浴室等の必要な諸室を設置すること。また、諸室には、必要に応じ空調設備、換気設備及び照明コンセント等の電気設備を完備するとともに事務室には、<u>電子計算機</u>のネットワーク設備、インターネット接続設備、電話等の通信設備やキッチン、書棚、机、椅子等の必要な備品を完備すること。なお、必要となる諸室の室名、人数、面積等のリストを提出すること。</p>
<p>P75 8. 管理棟 (1) 本市用諸室 管理棟内には本市用の事務室等を設置すること。なお、諸室には、必要に応じ空調設備、換気設備及び照明コンセント等の電気設備を完備するとともに大会議室、中会議室及びその他必要な会議室等には、<u>コンピュータ</u>のネットワーク設備、インターネット接続設備、電話等の通信設備や書棚、机、椅子等の必要な備品を揃えること。その他、啓発活動を行う部屋には必要な備品を揃えること。本市職員用の必要<u>諸室</u>一覧は表2.3-2に示すとおりである。</p>	<p>P75 8. 管理棟 (1) 本市用諸室 管理棟内には本市用の事務室等を設置すること。なお、諸室には、必要に応じ空調設備、換気設備及び照明コンセント等の電気設備を完備するとともに大会議室、中会議室及びその他必要な会議室等には、<u>電子計算機</u>のネットワーク設備、インターネット接続設備、電話等の通信設備や書棚、机、椅子等の必要な備品を揃えること。その他、啓発活動を行う部屋には必要な備品を揃えること。本市職員用の必要<u>緒室</u>一覧は表2.3-2に示すとおりである。</p>
<p>p77 第3節 建築機械設備工事 1. 一般概要 (2) 設備の計画は、<u>自動運転制御</u>を基本として計画すること。</p>	<p>p77 第3節 建築機械設備工事 1. 一般概要 (2) 設備の計画は、<u>自動運転制御</u>を基本として計画すること。</p>

新	旧
<p>p80</p> <p>5. 給排水衛生設備  (2) 給水設備  1) 給水設備  ⑤配管口径は、器具給水負荷単位により設定すること。</p>	<p>p80</p> <p>5. 給排水衛生設備  (2) 給水設備  1) 給水設備  ⑤配管口径は、器具給水負荷単位により設定すること。</p>
<p>P82</p> <p>第4節 建築電気設備工事  1. 共通事項  (3) 配線は、エコケーブルを使用すること。</p>	<p>P82</p> <p>第4節 建築電気設備工事  1. 共通事項  (3) 配線は、エコケーブルを使用すること。</p>
<p>P87</p> <p>第3編 運営・維持管理に関する事項  第1章 運営・維持管理に関する基本的事項  1. 対象業務範囲  運営・維持管理業務の範囲は次に示すとおりとする。</p>	<p>P87</p> <p>第3編 運営に関する事項  第1章 運営に関する基本的事項  1. 対象業務範囲  運営の範囲は次に示すとおりとする。</p>
<p>P90</p> <p>(7) 運営時の用役  1) 電気  事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金については、事業者の負担とする。なお、<u>小売</u>電気事業者との受電・売電契約は本市の名義で行うものとする。  事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を本市が契約する<u>小売電気事業者</u>へ引渡すこと。</p>	<p>P90</p> <p>(7) 運営時の用役  1) 電気  事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金については、事業者の負担とする。なお、電気事業者との受電・売電契約は本市の名義で行うものとする。  事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を本市が契約する<u>電力事業者</u>へ引渡すこと。</p>
<p>P92</p> <p>(3) 運営・維持管理業務の報告及び記録の保存  事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営・維持管理業務の報告を行うこと。</p>	<p>P92</p> <p>(3) 運営業務の報告及び記録の保存  事業者は、本施設の運営に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理計画に基づく、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、運営業務の報告を行うこと。</p>

新	旧
<p>p93 3) 運営・<u>維持管理</u>業務全般に係る指導</p>	<p>p93 3) 運営業務全般に係る指導</p>
<p>P96 2. エネルギー利用 (2) 電力供給 事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーについては、廃熱ボイラを設置し発電することにより、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は本市が契約する<u>小売電気事業者</u>へ引渡すこと。</p>	<p>P96 2. エネルギー利用 (2) 電力供給 事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーについては、廃熱ボイラを設置し発電することにより、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は本市が契約する<u>電力事業者</u>へ引渡すこと。</p>
<p>P99 11. <u>災害発生時の協力</u></p>	<p>P99 11. <u>緊急時の対応</u></p>
<p>P101 表3.3-1 (1) 本施設の運営に係る計測管理項目 環境 騒音 敷地境界 <u>(指定する場所)</u> 振動 敷地境界 <u>(指定する場所)</u></p>	<p>P101 表3.3-1 (1) 本施設の運営に係る計測管理項目 環境 騒音 敷地境界 <u>(4箇所)</u> 振動 敷地境界 <u>(4箇所)</u></p>
<p>P107 第5章 安全衛生管理に関する要件 2、<u>作業環境管理基準</u></p>	<p>P107 第5章 安全衛生管理に関する要件 2、<u>安全衛生の確保</u></p>
<p>P110 4. 見学者対応 事業者の見学者への対応は、本市と連携して適切に行うこと。行政対応を本市が行うこととし、<u>見学を希望する者の日程調整及び学年単位での施設見学</u>、見学者への説明、個人等自由見学者への対応、見学設備の清掃等の維持管理は事業者が行うものとする。</p>	<p>P110 4. 見学者対応 事業者の見学者への対応は、<u>本市の補助業務として</u>本市と連携して適切に行うこと。<u>見学を希望する者の日程調整及び学校単位での施設見学</u>、行政対応を本市が行うこととし、見学者への説明、個人等自由見学者への対応、見学設備の清掃等の維持管理は事業者が行うものとする。</p>